

沼津市立原東小学校 いじめ防止基本方針

☆年度初めに、全職員で変更点がない場合でも基本方針について確認する。

「いじめ対策委員会」の設置と学校としての取組

いじめ未然防止のための日常の取組

いじめを早期発見するための取組

いじめやいじめが疑われる行為を発見した後の手順や対処

「いじめ対策委員会」が組織として

いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。

材料不足の際は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
 ・複数の教員で対応し、個別に話を聞く。
 ・共感的に聞き、事実を確実につかむ。

「いじめ対策委員会」において対応方針の決定

具体的な対応や指導の手順を検討し、職員間で共通理解する。

いじめられた児童、保護者への援助

・保護者からの訴えや相談には、親身になって応じる。
 ・カウンセリングなどの支援を行う。

いじめた児童、保護者への指導、対応

・行った行為は、許されないことを十分に自覚させる。
 ・二度と繰り返さぬように、いじめの背景の状況について考える。

他の児童への指導

・いじめを見ていた児童にも、自分の問題としてとらえるような教育活動を考える。(例：集会など)

関係機関との連携

・市教育委員会、警察、少年サポートセンター等、連携協力を図る。(いじめが犯罪行為の場合)

継続指導・経過観察

謝罪や責任を形式的に問うのではなく、問題の再発を防ぐ教育活動を行う。

問題の解消

★重大事態が発生した際には、市教委に報告し、可能な限り事実関係を調査し、いじめられた子や保護者に情報の提供をする。

★いじめ解消は、いじめのない状態が3ヶ月間続き、いじめの苦痛がないこと。

いじめ未然防止のための日常の取組

1 心の醸成

- ・道徳の授業を要とし、全ての教育活動において育む。
- ・人権教育の推進
- ・チクチク言葉の排除とあったか言葉の奨励
- ・教師自らが言語環境を整える。

2 規律をもって授業に参加

- ・正しい姿勢を保って授業に参加。
 - チャイム着席
 - 正しい姿勢の指導。
 - 学習のルールを守る。(持ち物)
 - 私語を慎む。
 - 正しい発表の仕方、聞き方。
- ・忘れ物をさせない指導。
 - 予定合わせをする。
 - 整理整頓をする。

3 基礎的な学力を身につける

- ・わかる授業づくりを進める。
 - 学習問題を大切にす。
 - 基礎学力の定着。
 - 家庭学習の習慣の確立。
- ・全ての児童が参加できる授業
 - 全ての子の活躍場面の設定。

4 認められているという実感を持つ

- ・係や委員会活動を通じた自己有用感の醸成
- ・子ども同士の認め合いの機会の設定(帰りの会、行事後など)
- ・他人と比べず、個の成長を認める。
- ・人間関係プログラムの実践

いじめを早期発見するための取組

1 児童のささいな変化に気づく。

- ・週1回の打合せで子どもの気になるあらわれについて情報共有する。
- ・健康観察で一人一人の顔を見て、声を聞く。
- ・保健室での様子を聞く。
- ・SCの活用。
(授業や休み時間の様子の観察)
- ・保護者から家庭での様子を聞く。
- ・スクールガードの方から通学時の様子を聞く。
- ・「けんか」はいじめのとして認知。

2 気づいた情報を確実に共有する

- ・学級担任の見取りに加え、人間関係づくりプログラムや心のアンケートなどにより、客観的データから適応感を把握する。
- ・教育相談教育相談アンケートを実施し、個の問題の把握に役立てる。
- ・沼津市統一の「いじめ認知調査」や学校独自のアンケート(学期1回)を行い、情報収集、共有に努め、指導にあたる。

3 情報に基づき速やかに対応する。

- ・やっとの思いで子どもが話した内容を、後回しにしない。聞いた内容は、5W1Hにし、後で情報を共有できるようにする。